

# 令和8年度 保育所等利用判定基準表

選考指数は、基本指数 + 調整指数 の合計となります。  
 基本指数は、父親・母親それぞれの状況の合計となります。  
 調整指数は、児童や保護者の状況、家庭の状況により該当のものすべてが適用となります。  
 ※No29からNo32に該当する世帯は、父母それぞれにNo29からNo32のいずれか同じ基本指数がつきます。  
 ※転園の申込みは、基本指数のみでの選考となり、調整指数はつきません。  
 ※令和8年4月に開設する「たちばなこども園(保育部)」を希望する転園に限り、転居や勤務先変更がない場合でも、父母ともにNo32がつきます。

## 基本指数

No	類型	中分類	小分類	指数
1	就労	常勤・パート・自営業	月20日以上、160時間以上	25
2		常勤・パート・自営業	月20日以上、140時間以上	24
3		常勤・パート・自営業	月20日以上、120時間以上	23
4		常勤・パート・自営業	月20日以上、100時間以上	21
5		常勤・パート・自営業	月20日以上、80時間以上	19
6		常勤・パート・自営業	月20日以上、60時間以上	16
7		常勤・パート・自営業	月15日以上、140時間以上	22
8		常勤・パート・自営業	月15日以上、120時間以上	20
9		常勤・パート・自営業	月15日以上、105時間以上	18
10		常勤・パート・自営業	月15日以上、90時間以上	17
11		常勤・パート・自営業	月15日以上、75時間以上	15
12		常勤・パート・自営業	月15日以上、60時間以上	14
13	就学	就学	月60時間以上の就学(通信制を除く大学、専門学校、職業訓練校等)	20
14		就学	月60時間以上の就学(通信制の場合)	13
15	妊娠・出産	出産	出産(予定)日の前後8週に属する月	24
16	疾病・負傷等	入院・常時臥床	入院または入院に相当する治療や常時臥床で保育が困難	25
17		通院・自宅療養	通院加療など常に安静が必要なため保育が困難	22
18		通院・自宅療養	上記以外で通院・自宅療養等により保育が困難	16
19		心身障害	重度障害者(身体障害1、2級程度・精神障害1級程度・療育手帳A1、A2程度)	25
20		心身障害	中度障害者(身体障害3、4級程度・精神障害2、3級程度・療育手帳B1、B2程度)	18
21	病人の看護等	入院付添い・常時臥床(看護)	入院付添い(常時看護)	23
22		通院付添い・自宅療養(看護)	No.21及びNo.23～25以外の通院付添いや自宅療養等による看護	13
23		心身障害・介護	親族の重度障害者(No.19に準ずる)や要介護認定3・4・5相当の介護に当たる	21
24		心身障害・介護	親族の中度障害者(No.20に準ずる)や要介護認定1・2相当の介護に当たる	15
25		介護	親族の要支援相当の介護に当たる	11
26	求職中	求職中	就労先を探している	1
27		求職中	保育所入所後探す・現在、探していない	1
28		求職中	ひとり親の場合で、保護者が求職中	16
29	家庭の災害	家庭の災害	災害による居宅の破損・復旧	35
30	転園	転園	転園	0
31		転園	兄弟姉妹が在籍している施設への転園	9
32		転園	転居・勤務先変更による転園	7

## 調整指数

No	項目	指数
1	現在、産休・育休・介護休業を取得している方が、休暇終了に伴い職場復帰をするための申込みをする場合 ※注1	3
2	生活保護世帯	10
3	母親、父親の不在(離婚、離婚調停、死亡、失踪、未婚)	35
4	母親、父親の不在(離婚を前提とした別居)	10
5	母親、父親が不在(離婚、離婚調停、離婚前提別居、死亡、失踪、未婚、単身赴任)の世帯で、同一敷地内に祖父母が住んでいない ※注2	3
6	保育要件が疾病・負傷等で保護者が「精神性疾患」	3
7	児童が障害児(身体・知的)の場合(同居兄弟姉妹含む)	4
8	市内の認可保育所等に兄弟姉妹で新規申込中の場合	4
9	認可保育所等に在園中の兄弟姉妹(2号・3号認定の利用に限る)が既にある	3
10	対象の認可外保育施設を月極で利用している、または認可外保育施設・認可保育所等の一時保育で実績が月60時間以上(育休中は除く) ※注3	6
11	認可外保育施設・認可保育所等の一時保育で見込みが月60時間以上(育休中は除く) ※注3	4
12	市内の小規模保育事業を卒園で、卒園の翌年度4月から保育所等を希望し続けている ※注4	5
13	保育要件(就労・就学・疾病・介護に限る)のうち、複数の要件が認められる	2
14	保護者が小田原市内の認可保育所、認定こども園(保育部)、小規模保育事業に保育士・保育補助者・看護師・准看護師のいずれかとして勤務している(認可外及び市外保育所等は対象外) ※注5	30
15	保護者が小田原市内の認可外保育施設(企業主導型に限る)に保育士として勤務している ※注5	10
16	保護者が小田原市内の医療機関等に看護師・准看護師として勤務している ※注5	2
17	関係機関から要保護児童である旨の通知を受けている ※注6	55
18	保育所閉園による転園希望	70
19	児童が医療的ケア児の場合	70
20	就学前に保育所卒園年齢を迎え、同法人の施設のみを希望している場合 ※注7	60
21	就労実績が就労時間・日数に対して、3ヶ月すべて満たしている(自営業・親族経営は除く) ※注8	1
22	▲就労先が内定または、就労実績が就労時間・日数に対して、3ヶ月すべて達していない ※注8	-1
23	▲保育料を3か月以上滞納している児童がいる	-30
24	▲令和7年度以降に、入所が内定した後やむを得ない理由なく辞退 ※注9	-60
25	▲保育所等入所(入所希望)児童以外の就学前児童が、保育所等やその他の施設に入所(入所希望)していない	-5
26	▲小田原市外居住者(ただし、保護者が小田原市内の認可保育所、認定こども園(保育部)、小規模保育事業に保育士・保育補助者・看護師・准看護師のいずれかとして勤務している場合は除く)	-70
27	▲「保育要件」を確認する書類の未提出や「確認書に対する署名」が未記入	-60

※注1 入所選考の対象月の前月末日時点(例:6月の入所者を選考する場合は5月31日)で休業期間から復帰している場合、既に職場復帰しているものとし、加点の対象外です。ただし、就労証明書の備考欄などに『保育所に入所できなかった場合、令和〇年〇月〇日まで育児休業を延長し、保育所に入所でき次第育児休業を切り上げて復帰』と証明されている場合は、No1の加点が継続する場合があります。また、ダブルワーク等で就労要件(一か月15日・60時間以上)を満たしていない職場で育児休業を取得している場合は、加点の対象外です。

※注2 同じマンション・アパートで別々の棟・号・室、2世帯住宅、同一敷地だが別々の建物に居住している場合は、加点の対象外です。

※注3 対象となる認可外保育施設は、県に届出がされており一般の方が利用可能な施設、または国の助成制度(企業主導型保育事業)を活用して設置された施設です。また、幼稚園や認定こども園(幼稚部)等への入所が確認できた場合、加点対象外です。

※注4 小規模保育施設を卒園後、別の保育所等に入所したが退所し、再度申込みをする場合は加点の対象外です。また、幼稚園や認定こども園(幼稚部)等への入所が確認できた場合、加点対象外です。

※注5 No.14~16が重複する場合、いずれか高い指数が適用されます。(重複不可)また、原則として保育要件が「就労」の場合のみ対象です。

※注6 “関係機関”とは、「児童相談所」および「要保護児童対策地域協議会を構成する機関」のことをいい、里親に関する通知も加点対象です。

※注7 令和8年度4月申込みのみ有効です。

※注8 父母それぞれの状況で加点・減点します。産休中・育休中等の場合は休業に入る月の前2ヶ月の実績で判断します。

※注9 令和8年度に内定を辞退した場合、辞退後の再申込みから、入所の決定または令和10年度3月のいずれか早い方まで、申込み年度における同項目の減点が適用されます。(令和7年度中に辞退した場合は、令和7年度の判定基準表に基づき、再申込みから、入所の決定または令和8年度3月のいずれか早い方まで。)